

別紙２ 機器等更新作業の仕様

1. 作業の内容

作業を行うに当たっては、本県の指示に基づき作業を実施すること。

2. 機器等設置作業

- (1) 調達機器（業務端末、プリンタを除く）は本県が県庁サーバ室に準備したラックに搭載すること。ラックまでの電源及びネットワークケーブルは本県にて準備するが、必要に応じて電源ケーブルの施設・機器用コンセントの設置・ネットワーク配線等を行うこと。ラック内の機器等への配電・配線は本業務の範囲にて実施すること。機器等の設置に当たっては、事前に電気容量計算書を提出し、本県の承認を得た上で実施すること。
- (2) 業務端末機器等は、本県が指定した場所に納入すること。
システム稼動に影響を与えないよう注意して納入すること。
- (3) ケーブル配線については、十分な余長を持たせること。
- (4) 機器等の搬入・組み立て後の空箱等の搬入材を速やかに撤去すること。
- (5) 設置について不明な点が生じた場合、本県と受託者にて協議するものとし、対応について指示を受けること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項であっても、機器等の機能上、具備すべき必要があると認められる場合は、受託者の責任において実施すること。
- (7) 他システムと調整する事項が発生した場合は、受託者は協力して調整を図ること。

3. 機器等設定作業

本業務案件は、機器等の供給のみならず、ソフトウェア及びシステムの移行、設定等のＳＥ作業が必要である。作業にあたっては、下記仕様の他、地方公共団体情報システム機構から提供されるシステム構築手引書等の内容、地方公共団体情報システム機構の方針、本県の指示のもと、確実に作業を実施すること。

既存機器に設定変更が必要な場合、現行システム業者と調整し対応すること。また、本システムを運用するためのソフトウェア等について、問題なく動作することを確認するとともに、導入後に不具合があった場合は、問題なく動作するまで作業及び立会いを実施すること。

- (1) 機器等設定作業内容及び確認事項
 - ① サーバ機器等のＢＩＯＳ設定の実施
 - ② ハードディスクのパーティション分割の実施
 - ③ ＯＳ・ソフトウェア等（地方公共団体情報システム機構から提供されるものも含む）のインストール、必要なパラメータの設定、パッチ適用、動作確認、総合試験の実施
 - ④ バックアップ環境・ジョブスケジュール環境の適用
 - ⑤ 各機器等におけるネットワーク接続、疎通、正常稼働の確認

- ⑥ 既設のネットワークへの各機器の接続、疎通、正常稼働の確認
- ⑦ ファイアウォールにて、セキュアな通信を実現すること
- ⑧ 地方公共団体情報システム機構が設置するネットワーク機器との接続作業及び動作確認テストの実施
- ⑨ 機器の本設置完了後の各システムサーバ機器と業務端末間の疎通確認テストの実施
- ⑩ ネットワークは、他システムのネットワークと論理的に分割すること。
- ⑪ システム運用設計を行い本県の承認を得ること
- ⑫ システム稼働に必要なすべての初期設定作業及び付帯作業を実施すること。
- ⑬ 上記に掲げるもののほか、必要に応じて地方公共団体情報システム機構、現行システム業者との連携及び調整作業を行うこと。
- ⑭ その他
 - ・ ライセンス登録等が必要なものについては、本県の指示に従い登録申請を実施すること。
 - ・ システム稼働期間までに機器等設定作業を完了すること。

(2) 提出すべき書類

次の書類（紙媒体 1部 電子媒体 1部）を提出すること

- ・ 機器等設定書 1式
- ・ システム設計書 1式
- ・ 試験報告書 1式
- ・ 運用マニュアル 1式
- ・ 機器等添付のマニュアル 1式
- ・ ラック搭載図 1式
- ・ 調達機器等の「シリアル番号」「プロダクトID」「ライセンスキー」等を一覧にまとめ、EXCELファイルで提出すること。

(3) 特記事項

- ①新旧機器切替日までの間に発生した機器等の障害については、本県として引き渡しを受けていないため、受託者が対応すること。また、掛かる経費についても本業務に含むものとする。
- ②新旧機器切替日までの消耗品（評価のための紙、トナー等）については、本調達に含めること。

以上